7

三の○中「スペイン国植物防疫機関」を「スペ機関」を「スペイン植物防疫機関」に改める。国の」を「スペインの」に、スペイン国植物防疫レンジ」に、あつて」を「あって」に、スペインー中「スウイートオレンジ」を「スウィートオ

疫機関」に改める。「スペイン相物防疫機関」を「スペイン植物防「スペイン国植物防疫機関」を「スペイン植物防ンジ」に「なつた」を「なった」に改め、同□中イ中「スウイートオレンジ」を「スウィートオレンジ」を「スウイートオレンジ」を「スペイン内」に四の○中「スペイン国内」を「スペイン内」に四の○中「スペイン国内」を「スペイン内」に

始されている」に改める。 「こか、同□中「実施された」を「実施されている」に改め、同□中「実施された」を「天ペイン」に改め、同□中「実施された」を「実施されている」に改め、同□中「実施された」を「実施されている」に改め、同□中「実施された」を「実施されている」に改め、同□中「実施された」を「実施されている」に

関」に改める。
関」に改める。
でイン植物防疫機関」を「スペイン植物防疫機ペイン国植物防疫機関」に改め、同二及び三中「スカイミバエ」に、スペイン国植物防疫機関」を、スカイミバエ」に、スペイン国植物防疫機関」を、スカイミバエ」を「チチュウ

○農林水産省告示第三十三号

官

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第一部を次のように改正し、公布の日から施行する。一部を次のように改正し、公布の日から施行する。一部を次のように改正し、公布の日から施行する。というでは、一十号(アルゼンチン産グレープフルーツ、バレン学のでは、一つででのように改正し、公布の日から施行する。一部を次のように改正し、公布の日から施行する。一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

〇農林水産省告示第三十四号

八十三号 (イスラエル国産トライアンフ種のかき る。平成十五年十一月十八日農林水産省告示第千八百 機器・工十三号)別表二の付表第四十一の規定に基づき、 塩物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第 関

施行する。 の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定め

平成二十一年一月十六日

物防疫機関」に改める。「イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエルの」に、一中「イスラエル国の」を「イスラエルの」に、一中「イスラエル国の」を「イスラエルの」に、農林水産大臣「石破」、茂

ウカイミバエ」を「チチュウカイミバエ」に改め

イン植物防疫機関」に改め、同二のア中「チチユ

GD→P「イスラエレ国N よ「イスラエルヤスラエル植物防疫機関」に改める。 三の○中「イスラエル国植物防疫機関」を「イ

に改める。 ル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」ル国植物防疫機関」に改め、同□及び闰中「イスラエ植物防疫機関」に改め、同□及び闰中「イスラエルロ、イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル内」四の□中「イスラエル国内」を「イスラエル内」

六の○中「実施された」を「実施されている」関」を「イスラエル植物防疫機関」に改める。以下」に改め、同□中「イスラエル国植物防疫機になった後引き続き十四日間、それぞれその温度五の□中「、その温度」を「又は摂氏□・一度

を「開始されている」に改める。 を「行われている」に改め、同イ中「開始された」を「行われている」に改め、同ア中「行われた」。 に、イスラエル国植物防疫機関」を「イスラる」に、「スラエル国植物防疫機関」を「イスラスティスラーを「実施された」を「実施されている」、の○中「実施された」を「実施されている」

〇農林水産省告示第三十五号

平成二十一年一月十六日 で成二十一年一月十六日 で成二十一年一月十八日 農林水産省告示第七十号成十七年一月十四日農林水産省告示第七十号成十七年一月十四日農林水産省告示第七十号成十三号)別表二の付表第七の規定に基づき、平七三号)別表二の付表第七の規定に基づき、平七三号)別表二の付表第七の規定に基づき、平七十三号)別表二の付表第七の規定に基づき、平成二十一年一月十六日

機関」を「オーストラリア植物防疫機関」に改め 大ラリアの」に、オーストラリア連邦植物防疫機関」を「オーストラリア植物防疫機関」に、オーストラリア連邦植物防疫機関」に、オーストラリア連邦植物防疫機関」に、オーストラリアの」に、オーストラリア連邦値り、と、オーストラリア植物防疫機関」に、オーストラリアを「オーストラリア連邦植物防疫機関」を「オーストラリア植物防疫機関」を「オーストラリア連邦の」を「オーストラリア連邦を機関」を「オーストラリア連邦を機関」を「オーストラリア植物防疫機関」を「オーストラリア植物防疫機関」に改め 農林水産大臣 石破 茂

を「開始されている」に改める。「行われている」に改め、同イ中「開始された」を有物防疫機関」に改め、同ア中「行われた」をストラリア連邦植物防疫機関」を「オーストラリめ、同三中「行われた」を「行われている」に、オーめ、同三中「行われた」を「行われている」に改せ、

○農林水産省告示第三十六号「オーストラリア植物防疫機関」に改める。 九中「オーストラリア連邦植物防疫機関」を

日から施行する。

平成二十一年一月十六日

物防疫機関」に改める。「イタリア共和国植物防疫機関」を「イタリア向」に、一中「イタリア共和国の」を「イタリアの」に、一中「イタリア共和国の」を「イタリアの」に、農林水産大臣「石破」(茂

タリア植物防疫機関」に改める。□の○中「イタリア共和国植物防疫機関」を「イ

に改める。 に改める。 た、イタリア植物防疫機関」を、イタリア植物防疫機関。 は物防疫機関」に改め、同口及び Ξ 中、イタリア に、イタリア共和国植物防疫機関」を、イタリア内」

タリア植物防疫機関」に改める。五の二中「イタリア共和国植物防疫機関」を「

○農林水産省告示第三十七号
○農林水産省告示第三十七号
○農林水産省告示第三十七号
○農林水産省告示第三十七号
・「行われている」に改め、同プ中「開始されていた」を「行われている」に改め、同ア中「行われた」を「実施されている」に改め、同□中「実施された」を「実施されている」

(農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に十六年一月三十日農林水産省告示第百四十七号)第百二十条の六第五項の規定に基づき、平成農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五

平成二十一年一月十六日

○農林水産省告示第三十八号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五 農業災害補償法(昭和二十二年法のよいよかん、おうとう、びわ、がき、平成二十二年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、がき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十三年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹(うんしゅうみかん、ないみびかんきつ類の果樹(うんしゅうみかん、ないかとでいよかんを除く。)の果実の単位当たり価額として農林水産大臣が定める金額を次のより価額として農林水産大臣が定める金額を次のよりに定める。

平成二十一年一月十六日

いて縦覧に供する。) 水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林農林水産大臣 石破 茂

〇農林水産省告示第三十九号

件)の一部を次のように改正する。件)の一部を次のように改正する。 (昭和二十二年法律第百八十五 農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五 農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五 農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五 農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五

平成二十一年一月十六日